

# ご遺族のための 手続ハンドブック

氷 見 市

# おくやみ手続窓口

要予約

氷見市では、亡くなられた方に関する様々な手続をご案内する「おくやみ手続窓口」を開設しています。

ご遺族の方の負担を少なくできるよう支援いたしますので、ぜひ、ご利用ください。

## 予約受付

予約制となりますので、事前にお電話でご予約ください。

TEL : (0766) 74-8019 (市民課)

時間：午前 9時00分～午後4時30分（土・日・祝日、年末年始を除く。）

## 利用方法（手続場所・時間）

このハンドブックの次のページにある「受付票」に記入して、「総合案内」までお越しください。スムーズに手続ができます。

お手続の時間は、午前9時30分～11時30分 午後2時～4時です。

## 主な手続内容

- ★ 印鑑登録証・市民カード・住民基本台帳カードの返納
- ★ 国民年金関係（未支給年金・死亡一時金の請求や遺族基礎年金の案内など）
- ★ 国民健康保険、後期高齢者医療保険関係（資格確認書の返納、葬祭費の支給申請など）
- ★ 介護保険関係（被保険者証等の返納、給付費等の振込口座届出など）
- ★ 障害者関係（障害者手帳、障害者医療費受給資格証・受給者証の返納、振込口座届出など）

## ご注意

- ★ 手続内容によっては、担当課窓口へのご案内や一度で終わらない場合があります。
- ★ 窓口の利用状況（特に休み明け）により、お待ちいただく場合があります。
- ★ おくやみ手続窓口を利用せず、直接、担当課窓口で手続することも可能です。

### 問合せ

市民課  
(市民サービス・相談担当)

☎ 0766-74-8019

## おくやみ手続窓口

## 受付票

令和 年 月 日

<b>①</b>	亡くなった方はどなたですか		
住所	〒 氷見市		
氏名		生年月日	年 月 日
亡くなった日	年 月 日		

<b>②</b>	窓口にこられた方はどなたですか		
住所	〒		
氏名		生年月日	年 月 日
電話番号		亡くなった方との関係	

き  
り  
と  
り  
線

<b>③</b>	喪主はどなたですか		
<input type="checkbox"/> ②と同じ			
□②と違う場合は、右に記入をお願いします。	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
	亡くなった方との関係		



# おくやみ手続窓口 受付票

き  
り  
と  
り  
線

<b>④</b>	<b>亡くなった方に該当するものにチェックを入れてください</b>	
	通知カード または 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	住民基本台帳カードをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	印鑑登録証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	国民健康保険の資格確認書をお持ちでしたか P5 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	後期高齢者医療保険の資格確認書をお持ちでしたか P5 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	介護保険被保険者証をお持ちでしたか（65歳以上の方及び40歳から64歳までの一部の方） P5 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	次のいずれかの税を納めていましたか ・固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税 P7 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	土地・家屋を所有していましたか（課税の有無にかかわらない） P7 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していましたか P7 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	身体障害者手帳、療育手帳 または 精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか P8、9 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	障害者医療費受給資格証 または 受給者証をお持ちでしたか P8、9 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	市営住宅を利用していましたか P10 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	市の水道を使用していましたか P10 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	井戸の認定を受けていて、公共下水道を使用していましたか P10 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	市営墓地を使用していましたか P11 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	市営合葬施設の使用許可証をお持ちでしたか P11 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	市営住宅にお住まいでしたか P11 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	農地を所有していましたか P11 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	森林を所有していましたか P11 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
	18歳以下（または、中度以上の障害のある20歳未満）のお子さんはいましたか P12、13 参照	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明
備考欄		

本人確認 受付者 ( )

開始： 時 分 ~ 終了： 時 分

マイナンバーカード・免許証・旅券・住基カード・資格確認書・その他

# おくやみ手続窓口にお持ちいただくもの

おくやみ手続窓口にお越しの際には、下記のうち該当するものをお持ちください。

## ●ご遺族のもの

- 認印（相続人代表 及び 喪主）**
- お越しになる方の本人確認書類**
  - ・写真付きのもの  
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
  - ・写真付きのものがない場合は下から 2 点  
資格確認書（健康保険）、介護保険被保険者証、年金手帳 など

### **預貯金通帳等（相続人代表、喪主、未支給年金請求者）**

### **新たな引落口座の預貯金通帳等と金融機関届出印**

※亡くなった方名義の口座から市税等を引き落とししていた場合で、引き続き口座引き落しによる支払いを希望される方は、口座変更の手続きが必要です。

### **委任状**

※代理人が請求を行う場合のみ必要です。P17参照

※このハンドブックの後尾に添付の 委任状 を切り離してご利用ください。

### **遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））**

※法定相続人でなく遺言書によって相続人となった場合のみ必要です。

『亡くなった方のもの』が見つからない場合は、  
ご相談ください。

## ●亡くなった方のもの

- 国民年金証書、年金機構発行の振込はがき、または 年金手帳**
- 印鑑登録証、住民基本台帳カード（作成されている場合）**
- マイナンバーカード、または 個人番号通知カード（任意）**
- 国民健康保険の資格確認書 または 後期高齢者医療保険の資格確認書**
  - ※世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険 加入者全員分の資格確認書
  - ※加入者が亡くなった場合には、葬祭費が請求できます。
  - 新聞へのお悔み掲載をしていない場合、喪主が確認できるもの  
(会葬礼状・葬儀の請求書若しくは領収書など)
- 介護保険被保険者証**
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳**
- 子ども医療費受給資格証、障害者医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給資格証**
- その他、市役所から交付された証書類で、ご不明な点があるもの**

## 亡くなった方に関する手続（健康保険、介護保険）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
健 康 保 険	国民健康保険に加入している方または国民健康保険に加入している方のいる世帯主の方	資格喪失  資格確認書及び各種認定証の返還  葬祭費支給申請送付先申請  (世帯主の場合) 世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険に加入している方の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の資格情報のお知らせまたは資格確認書</li> <li>・記載事項に変更のある方の各種認定証</li> <li>・手続する方の本人確認ができるもの（運転免許証等）</li> <li>・葬祭費の振込先口座がわかるもの（喪主の口座）</li> </ul> </li>   <li>●国民健康保険に加入していない世帯主の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・その世帯の加入者の資格情報のお知らせまたは資格確認書（もしくは被保険者証）</li> <li>・その世帯の加入者の各種認定証</li> <li>・手続する方の本人確認ができるもの（運転免許証等）</li> </ul> </li> </ul>	市民課 保険年金担当 1階 A7～A9窓口
	後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書及び各種認定証の返還  葬祭費支給申請  保険料に関する相続人代表届  高額療養費等の振込口座の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の資格確認書</li> <li>・亡くなった方の各種認定証</li> <li>・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）</li> <li>・手続する方の本人確認ができるもの（運転免許証等）</li> <li>・葬祭費の振込先口座がわかるもの（基本的に喪主の口座）</li>   <li>・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの ※ 相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は口座名義人の印鑑（認印）も必要です。</li> </ul>	電話0766-74-8061
介 護 保 険	65歳以上の方または40歳から64歳までの要介護認定を受けた方	介護保険被保険者証等の返還  申立誓約書兼口座届出書の提出  郵便物の送付先設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の介護保険被保険者証</li> <li>・亡くなった方の介護保険負担割合証（お持ちの方）</li> <li>・亡くなった方の負担限度額認定証（お持ちの方）</li>   <li>・介護給付費等の振込先口座がわかるもの（相続人代表となる方が希望する口座）</li> <li>・手続する方の本人確認ができるもの</li> </ul> <p>※ 相続人代表の代理となる方が手続する場合は委任状（死亡に関する手続用）が必要です。 ※相続放棄される方の口座を振込先に指定することはできません。</p>	福祉介護課 介護保険担当 1階 D4・D5窓口  電話0766-74-8066

『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続の通知先として法定相続人を代表していただきます。

所有権や相続割合等を決めるものではありません。

## 亡くなった方に関する手続（年金）

○年金受給中の方が亡くなられた時にまだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金については、未支給年金として、その方と生計を同じくしていた一定範囲のご遺族が受け取ることができます。

○年金の各種手続は、亡くなられた方やご遺族の状況により、手續が異なります。下記を参考にお問合せのうえ、手續をお願いします。年金事務所での手續は事前予約制です。予約には亡くなられた方の基礎年金番号が必要です。

○受給していた年金や、亡くなられたときに加入していた年金制度により、市役所で手續ができる場合がありますので、担当にお問合せください。

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
年 金	国民年金のみを受給していた方	年金受給権者死亡届及び未支給年金の請求 遺族基礎年金の請求など	<ul style="list-style-type: none"><li>・亡くなられた方の年金証書</li><li>・亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄（抄）本</li><li>・請求者の世帯全員の住民票</li><li>・請求者の金融機関の通帳等</li><li>・「生計同一関係に関する申立書」</li></ul> <p>※亡くなった方と請求者の住民票の住所が違う場合</p>	市民課保険年金担当 1階 A10・A11窓口
	国民年金のみに加入していた方	寡婦年金、死亡一時金の請求など	※上記の書類で、請求者のマイナンバーがあれば省略できるものがあります。また、上記以外の書類が必要な場合もあります。必ず、右記にて確認をお願いします。	高岡年金事務所 電話 0766-21-4180 (自動音声案内)
	厚生年金を受給していた方及び加入していた方	未支給年金の請求など	右記に連絡し、必要な書類を確認のうえ、手續を行ってください。	
	共済組合、企業年金、農業者年金を受給していた方及び加入していた方	未支給年金の請求など	各組合に連絡し、必要な書類を確認のうえ、手續を行ってください。	各組合
	恩給を受給していた方	未支給年金の請求など	右記に連絡し、必要な書類を確認のうえ、手續を行ってください。	総務省恩給相談窓口 電話 03-5273-1400
	年金の種別がわからない、国民年金と厚生年金（共済年金）をいずれも受給していた方	未支給年金の請求など	右記に連絡し、必要な書類を確認のうえ、手續を行ってください。	高岡年金事務所 電話 0766-21-4180 (自動音声案内)

## 亡くなった方に関する手続（市税関係）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
市 税	市税を納税している方(納稅義務者・納稅管理人・相続人代表等)	相続人代表者(指定・変更)届等 (納稅に関する文書の送付先や納付方法について)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の納稅通知書や領收書</li> <li>・相続人代表となる方の印鑑(認印)</li> <li>・手續する方の本人確認書類(運転免許証等)</li> <li>・同一世帯以外の方が手續する場合、相続關係が確認できる書類(戸籍謄本等)</li> <li>・口座振替の手續が必要な場合、新たに申込される方の預金通帳、銀行印</li> </ul>	稅務課 資產税担当 納稅担当 1階 B1～B5 窓口  電話 0766-74-8045 0766-74-8041
	原動機付自転車等(氷見市ナンバー)の車両を所有している方	名義変更 または 廃車申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンバープレート(廃車の場合や名義変更時に氷見市ナンバーを変更したいとき)</li> <li>・車体番号がわかるもの</li> </ul> <p>※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課稅されます。名義変更・廃車等は早めの手續をお願いします。</p>	稅務課 納稅担当 1階 B4・B5窓口  電話 0766-74-8041
	固定資産をお持ちの方	相続人代表者(指定・変更)届等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表となる方の印鑑(認印)</li> <li>・同一世帯以外の相続人の方が手續する場合、相続關係が確認できる書類(戸籍謄本等)</li> </ul>	稅務 資產税担当 1階 B1・B2 窓口  電話 0766-74-8045
	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされている方	共有代表者の変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに代表者となる方の印鑑(認印)</li> </ul>	
	未登記家屋をお持ちの方	固定資産課税台帳登録名義人変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未登記家屋の新名義人となる方の印鑑(認印)</li> <li>・添付書類は、法務局において相続による所有權移転登記を行う際に必要となる書類に準じます。内容を確認後、原本は返却します。</li> </ul>	

## 亡くなった方に関する手続（福祉に関する各種返還、請求）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
障 害	県心身障害者 扶養共済制度に 加入している方	心身障害者の保 護者の方が亡く なったとき  年金給付請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった加入者（保護者）が除かれた 住民票の写し</li> <li>・年金受給権者（障害者）の住民票の写し</li> <li>・年金受給権者（障害者）の振込先口座が わかるもの</li> <li>・医師が発行する死亡診断書 (原本又は原本証明されたもの)</li> <li>・加入日から2年以内に亡くなった場合は、 死亡診断書に代わって死亡証明書（指定様式）</li> </ul>	<p style="text-align: right;">福祉介護課 障害者支援担当 1階 D1・D2 窓口</p> <p style="text-align: right;">電話 0766-74-8113</p>
		心身障害の方 が亡くなったと き  弔慰金請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者（保護者）の住民票の写し</li> <li>・亡くなった障害者が除かれた住民票の写し</li> <li>・加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの</li> </ul>	
		扶養共済年金受 給者が亡くなっ たとき  死亡(重度障害) 届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県心身障害者扶養共済年金証書</li> <li>・年金受給権者（障害者）が除かれた住民票の写し</li> </ul>	
	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健 福祉手帳をお持 ちの方	手帳返還届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の手帳</li> </ul>	
	自立支援医療受給 者証（精神通院） をお持ちの方	受給者証返還届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の自立支援医療受給者証 (精神通院)</li> </ul>	
	更生医療受給者 証、育成医療受 給者証をお持 ちの方	受給者返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった方の更生医療受給者証、 または育成医療受給者証</li> </ul>	
	特別障害者手当、 障害児福祉手当 を受給している方	異動届 または 資格消滅届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続する方の振込先口座がわかるもの</li> </ul>	

## 亡くなった方に関する手続（福祉に関する各種返還、請求）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
障 害	特別児童扶養手当を受給している方	受給者死亡届 兼未支払手当請求	・手続する方の本人確認書類 (未払いがある場合は対象児童名義の口座を確認できるもの【通帳、キャッシュカード等】)	子育て支援課 子育て応援担当 1階 C3・C4 窓口  電話 0766-74-8117
		新受給者の認定請求 振込先口座の申出	・新受給者名義の口座が確認できるもの（通帳） ・新受給者、扶養義務者のマイナンバーを確認できるもの ・新受給者の本人確認書類	
	特別児童扶養手当支給対象児童の方	資格喪失届		
	受給者証 (障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援)をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証	福祉介護課 障害者支援担当 1階 D1・D2 窓口  電話 0766-74-8113
	障害者タクシー乗車券をお持ちの方	障害者タクシー乗車券返還	・亡くなった方の障害者タクシー乗車券	
	障害者医療費助成を受給している方	受給資格証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の障害者医療費受給資格証 ・相続する方の振込先口座がわかるもの	
	NHK受信料の免除を受けている方	NHK受信料の名義変更、解約	NHKに連絡し、手続を行ってください。	NHK富山放送局  電話 076-444-6600
	有料道路障害者割引を受けている方(ETC利用者のみ)	障害者割引の登録削除依頼	有料道路ETC割引登録係に連絡してください。	有料道路 ETC割引登録係  電話 045-477-1233
	ゆずりあいパーキング利用書をお持ちの方	利用証返還	ゆずりあいパーキング利用証	

## 亡くなった方に関する手続（市営住宅、上下水道）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
市営住宅	契約者が亡くなり引き続き市営住宅に入居される同居親族	入居承継承認申請書の提出	・承継の手続が必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	都市計画課 建築住宅担当 電話 0766-74-8079
	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	明渡届の提出	・明渡しの手続が必要です。	
	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	世帯員異動届の提出	・世帯員異動の手続が必要です。 個別の状況に応じてご案内します。	
上下水道	市の水道を使用していた方	使用の中止	・給水装置使用中止届	上下水道課 (環境浄化センター3階) 電話 0766-74-8206  市民課（1階総合案内） 電話 0766-74-8010
		名義変更	・給水装置所有者（使用者）変更届 ・市外の方へ変更する場合は新名義人の確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）	
		登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・変更する振替口座がわかるもの（預貯金通帳等） ・変更する口座名義人の印鑑（銀行届印）	
上下水道	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	井戸水のみ使用の方の名義変更（水道使用なし）	・公共下水道使用者変更届 ・市外の方へ変更する場合は新名義人の確認書類（運転免許証・マイナンバー等） ・口座振替依頼書（登録口座を変更の場合）	上下水道課 (環境浄化センター3階) 電話 0766-74-8207  市民課（1階総合案内） 電話 0766-74-8010
		世帯人数の変更	・下水道使用人数変更届	
公共下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更 登録口座の変更が必要な場合 納付管理人の登録が必要な場合	受益者変更	・受益者変更届の提出 ・新たに受益者となる方の印鑑（認印）	上下水道課 (環境浄化センター3階) 電話 0766-74-8207
		登録口座の変更	・口座振替依頼書（変更）の提出 ・変更する振替口座がわかるもの（預貯金通帳等） ・変更する口座名義人の印鑑（銀行届出印）	
		納付管理人の登録	・納付管理人（送付先）届の提出 ・新たに納付管理人となる方の印鑑（認印）	

## 死亡に関連して生じる手続と必要なもの（市役所で行う手続）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
墓地	市営墓地を使用している方	墓地の使用許可承継申請（亡くなつた方がお墓の使用者の場合） 納骨の届出	・承継手續が必要です 個別の状況に応じてご案内します ・火葬許可証・墓地使用許可証	環境保全課 電話 0766-74-8065
合葬施設	市営合葬施設の使用許可を受けている方	合葬施設の使用許可承継申請（亡くなつた方が合葬施設の使用者の場合）	・承継手續が必要です 個別の状況に応じてご案内します ※P.22参照	
		納骨の届出	・火葬許可証 ・合葬施設使用許可証	
農地	農地を相続した方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・相続した農地の明細がわかるもの（登記簿）	農業委員会事務局 1階 電話 0766-74-8096
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類	農林畜産課 林業振興・鳥獣対策担当 電話 0766-74-8097

## 亡くなった方に関する手続（児童手当、子ども医療費助成）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
子ども	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅または減額改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類</li> </ul>	子育て支援課 子育て応援担当 1階 C 窓口  電話 0766-74-8117
	児童手当を受給している保護者の方	受給事由消滅（未支払い請求）	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類 (未支払いの児童手当がある場合は、対象児童名義振込先口座のわかるもの)</li> </ul>	
		新規受給者の認定請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類</li> <li>新規受給者名義の振込口座がわかるもの</li> <li>その他、個別の状況に応じてご案内します。</li> </ul>	
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失または額改定（減額）	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類</li> <li>児童扶養手当証書</li> </ul>	
	児童扶養手当を受給している保護者の方	死亡届兼未払手当請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類</li> <li>児童扶養手当証書</li> <li>その他、個別の状況に応じてご案内します。</li> </ul>	
		新規受給者の認定請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規受給者の本人確認書類</li> <li>新規受給者、扶養義務者のマイナンバーを確認できるもの</li> <li>新規受給者名義の口座を確認できるもの（通帳）</li> <li>その他、個別の状況に応じてご案内します。</li> </ul>	
	子ども医療費助成を受給している児童の方	受給資格証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の子ども医療費受給資格証</li> </ul>	
	子ども医療費助成を受給している児童の保護者の方	保護者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類</li> <li>その他、個別の状況に応じてご案内します。</li> </ul>	
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している児童の方	受給資格証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類</li> <li>ひとり親家庭等医療費受給資格証</li> </ul>	
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している保護者の方	受給資格証の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続する方の本人確認書類</li> <li>ひとり親家庭等医療費受給資格証</li> <li>その他、個別の状況に応じてご案内します。</li> </ul>	
		新規受給者の受給資格登録申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規受給者の本人確認書類</li> <li>新規受給者、扶養義務者のマイナンバーを確認できるもの</li> <li>その他、個別の状況に応じてご案内します。</li> </ul>	

## 亡くなった方に関する手続（児童手当、子ども医療費助成）

区分	対象者	主な手続	必要なもの	担当
子ども	保育所・認定こども園等に在園している児童の方	支給認定申請の取下げ	個別の状況に応じてご案内します。	子育て支援課 保育サービス担当 1階 C 窓口  電話 0766-74-8116
	保育所・認定こども園等に在園している児童の保護者の方	届出事項の変更 保育料振替口座の変更 (保育所のみ)	個別の状況に応じてご案内します。 ※口座振替依頼書を提出する場合は金融機関の届出印が必要です。	
	小学校・中学校・義務教育学校に就学する児童・生徒の保護者の方	就学援助(変更)申請	個別の状況に応じてご案内します。	学校教育課 教育委員会事務局 1階 F1 窓口  電話 0766-74-8213

## その他、市役所以外で行う必要がある手続（ご案内）

区分	対象	主な手続	必要なもの	担当
その他市役所以外で行う手続	遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	
	相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3ヶ月以内に、 被相続人の住所地の家庭裁判所へ申立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です）	富山家庭裁判所 高岡支部 電話 0766-22-5152
	預貯金口座等	口座解凍手続	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 または 代理店
	損害保険等	名義変更・解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社 または 代理店
	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類は異なります。	各証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更償還金受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の 郵便局
	普通自動車	自動車税に関すること及び名義変更等に関すること	税金（自動車税）については、右記へお問合せください。  普通自動車の名義変更等については、右記へお問合せください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続をお願いします。	富山県自動車税センター 電話 076-424-9211  富山陸運支局 電話 050-5540-2044
	二輪 (125CC以上)	名義変更 または廃車	普通自動車の名義変更等については、右記へお問合せください。	

区分	対象	主な手続	必要なもの	担当
その他市役所以外で行う手続	軽四輪	名義変更 または廃車	右記へお問合せください。	軽自動車検査協会 富山事務所 電話 050-3816-1852
	国税関係	相続税手続 所得税・消費税 申告手続	右記へお問合せください。	高岡税務署 電話 0766-21-2501
	不動産登記関係	土地・家屋等移転 登記	右記へお問合せください。	富山地方法務局 高岡支局 電話 0766-22-2327
	固定電話 (NTT西日本)	契約承継・解約	NTT西日本の場合（まずは、右記へ連絡してください） ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯からは 0800-2000-116
	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続を行ってください。	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続を行ってください。	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続を行ってください。	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続を行ってください。	NHK富山放送局 電話 076-444-6600
	電気・ガス料金 等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続を行ってください。	各契約会社
	運転免許証	返納手続	右記に連絡し、手続を行ってください。	氷見警察署 電話 0766-91-0110
	パスポート	返納手続	右記に連絡し、手続を行ってください。	富山県旅券センター 電話 076-445-4581
	クレジットカード	解約	契約会社に連絡し、手続を行ってください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続を行ってください。	能越ケーブルテレビ

手続に要する証明書等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手続に必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍、住民票・税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問合せいただいてから市役所にお越しになると手續が進みやすくなります。</li> <li>○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。</li> <li>○戸籍、住民票、印鑑証明書等：市役所市民課（印鑑証明書の交付には、『印鑑登録証』の提示が必要です。）</li> <li>○所得証明書、課税証明書等：市役所税務課 または 市民課</li> <li>○証明書の発行には所定の手数料がかかります。</li> </ul>
----------------	--

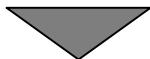
# 相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなった方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなったことを知った日（通常は亡くなった日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。



## ○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

## ○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>) で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行なうことができます。

## ○ 電話相談センター（国税局税務相談室）

高岡税務署 電話 0766-21-2501

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

## ◆◇◆委任状に関するご案内◆◇◆

死亡に伴う年金手続や介護保険の手続、戸籍・住民票に関する証明書の請求を代理の方が行う場合は、委任状が必要となりますので、次ページ以降の委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

※ 必ず委任者が代理人、委任事項を自署または記名押印し、原本を提出してください。  
(年金手続については、押印不要です。)

※ 委任状の作成日より3ヶ月以内に窓口にお越しください。

※ 委任状は任意の様式でも有効です。

※ 年金事務所での手続を代理の方が行う場合は、年金事務所用の委任状が必要となります。  
(市民課保険年金担当または日本年金機構のホームページで配布しています。)

### 【問合せ】

#### ●年金手続について

市民課保険年金担当 電話 0766-74-8054

高岡年金事務所 電話 0766-21-4180

#### ●介護保険の手続について

福祉介護課介護保険担当 電話 0766-74-8066

#### ●戸籍（除籍）謄本・住民票について

市民課市民サービス・相談担当 電話 0766-74-8051

# 代理人選任届（委任状）

市民課専用

(宛先) 水見市長

令和 年 月 日

代理人  
〔 賴まれて  
窓口に  
来られる人 〕

住所

方書(アパート・寮など)

\_\_\_\_\_

氏名

生年月日 西暦(外国人の方)  
大正・昭和・平成 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次に関する手続、交付請求及び受領の権限を委任します。

- 戸籍・除籍・改製原戸籍・附票 謄抄本
- 住民票・除票の写し
- 税証明（所得証明・課税非課税証明・納税証明）
- その他（ ）

委任者  
〔 賴む人 〕

住所

方書(アパート・寮など)

\_\_\_\_\_

(印)

氏名

(自署または記名押印)

生年月日 西暦(外国人の方)  
大正・昭和・平成 年 月 日

# 記入例

## 代理人選任届（委任状）

市民課専用

(宛先) 氷見市長

令和 5 年 4 月 1 日

住所 富山県氷見市丸の内1番1号

方書(アパート・寮など)

代理人  
〔頼まれて  
窓口に  
来られる人〕

丸の内アパート101号

氏名 氷見 太郎

西暦(外国人の方)

生年月日 大正・昭和 平成

2年 8月 8日

私は、上記の者を代理人と定め、次に関する手続、交付請求及び受領の権限を委任します。

- 戸籍・除籍・改製原戸籍・附票 謄抄本
- 住民票・除票の写し
- 税証明（所得証明・課税非課税証明・納税証明）
- その他（ ）

住所 富山県氷見市本町4番9号

方書(アパート・寮など)

委任者  
(頼む人)

(印)

氏名 朝日 花子 (自署または記名押印)

西暦(外国人の方)

生年月日 大正 昭和 平成

15年 4月 20日

## 死亡に関する手続用(介護保険関係)

相続人代表者(※)以外の方が手続される場合は、こちらの委任状が必要です。  
※相続人代表者とは、配偶者及び子(亡くなられている場合は孫・ひ孫)、親、兄弟姉妹(亡くなられている場合は、その子)の代表者になります。

# 委 任 状

(宛先)氷見市長

令和 年 月 日作成

### 委任者(相続人代表者)

住 所 \_\_\_\_\_

印

氏 名 \_\_\_\_\_ (自署または押印) 被保険者との関係 \_\_\_\_\_

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

私は次の者を代理人と定め、被保険者死亡に関する介護保険関係の手続について、その権限を委任します。

### 代理人(頼まれて窓口に来る方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 被保険者(お亡くなりになられた方)

被保険者番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 死亡に関する手続用(介護保険関係)

### 記入例

# 委任状

(宛先) 氷見市長

令和 **5**年 **4**月 **1**日作成

相続人代表者(※)以外の方が手続される場合は、こちらの委任状が必要です。

※相続人代表者とは、配偶者及び子(亡くなられている場合は孫・ひ孫)、親、兄弟姉妹(亡くなられている場合は、その子)の代表者になります。

### 委任者(相続人代表者)

住所 **富山県氷見市本町4番9号**

氏名 **朝日 花子** (印) (自署または押印) 被保険者との関係 **妻**

(生年月日 大正・昭和 平成 **15**年 **4**月 **20**日)

連絡先電話番号 **0766-74-8066**

私は次の者を代理人と定め、被保険者死亡に関する介護保険関係の手続について、その権限を委任します。

### 代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所 **富山県氷見市丸之内1番1号 丸之内アパート101号**

氏名 **氷見 太郎**

### 被保険者(お亡くなりになられた方)

被保険者番号	0	0	0	0	9	8	7	6	5	4
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 **富山県氷見市本町4番9号**

氏名 **朝日 一郎**

## 合葬施設のご使用について

申請から納骨まで

①合葬施設使用許可申請書の提出



②書類審査等



③使用料納付書の送付



④使用料の納付



⑤合葬施設使用許可証の送付



⑥合葬施設収蔵届の提出



⑦納骨

\* 埋葬室のみ生前予約可

\* 東原墓地区画を返還し、合葬施設に改葬する場合は、埋葬室に限り全額減免する

\* 埋葬室に改葬する場合は、埋葬袋一つ分を一体とする

### 使　用　料

区 分	単位	使用料
納骨堂 使用許可のあった日から10年間納骨堂での収蔵を 経て埋葬室に収蔵する場合	1 体	20万円
埋葬室 使用許可のあった日から埋葬室にて収蔵する場合	1 体	7万円

問合せ 環境保全課 電話 (0766) 74-8065

— × モ —